

キッズラインをご利用時の請求方法について

【請求の流れ】

①請求受付期間に、下記の書類をこども未来局運営支援課へ提出してください。

●提出書類●

- ・領収書兼提供証明書(※1)
(利用されたベビーシッターに記載を依頼してください。)
- ・日毎の領収書(キッズラインのサイトから出力できます。)
- ・月毎の領収書(キッズラインのサイトから出力できます。)

②提出された領収書等を確認し、請求書を作成後、市より申請者へ送付いたします。

●対象金額に含まれる利用料●

- ・基本料金
- ・オプション料金(保育料にあたるもののみ)
- ・手数料

●対象外となる利用料●

- ・ベビーシッターの交通費
- ・保育料以外のオプション料金

※キャンペーンポイントについては、ポイント種別により取り扱いが異なります。

※利用児童が複数人いる場合

対象金額の合計を人数で割った金額を1人あたりの利用料とします。

例)利用料が6,500円で利用児童が2人の場合

$$6,500(\text{円}) \div 2(\text{人}) = 3,250 \text{円} \quad \underline{\text{1人あたりの利用料 3,250円}}$$

③市から送付された請求書を記入後、こども未来局運営支援課へ送付してください。

★請求上の注意★

※1 キッズライン以外の無償化対象施設を別に利用している場合

該当月に請求を行うすべての施設の領収書兼提供証明書等を送付してください。

※2「福岡市産前産後ヘルパー派遣事業」と本事業との併用不可となります。

※3「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」にて割引券を利用し、負担額が発生した金額については、助成対象となります。